

中間市こども食堂運営支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、多様かつ複合的な困難を抱えるこどもをはじめとする、全てのこどもたちの居場所づくり及び健全な育成に寄与することを目的として、こども食堂を運営する団体に対し、予算の範囲内で中間市こども食堂運営支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、中間市補助金等の交付に関する規則（昭和40年中間市規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) こども 18歳未満の者をいう。
- (2) こども食堂 地域の様々な場所における地域住民との交流を通し安心して過ごせる居場所づくり及びこどもの健全な育成を目的として、こども及びその保護者に対して、無料又は低額で食事の提供を実施するものをいう。

(要件)

第3条 補助金の交付の対象となるもの（以下「補助対象者」という。）の要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市の区域内でこども食堂を運営している団体又は運営を予定している団体であること。
- (2) 組織及び運営に関する事項を定めた会則、規約等を備えた団体であること。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）が役員となっている団体、又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体でないこと。

2 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 交付申請年度内にこども食堂を2回以上開催すること。
- (2) こども食堂の運営に関し適正な会計処理を行い、その報告を行うこと。
- (3) こども食堂開催時において、責任者及び担当者が開催場所に常駐し、食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他関係法令通知等を遵守し、福岡県宗像・遠賀保健所の指導に従うとともに、所要の衛生管理を行っていること。
- (4) 公序良俗に反していないこと。
- (5) 宗教活動、政治活動又は営利を目的としていないこと。
- (6) 法令の定めるところによりこどもの立入りが制限されている場所、こどもが制限されている行為が常態として行われている場所その他のこどもたちの居場所として相当でないと認められる場所でこども食堂を開催しないこと。

(補助対象経費等)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助上限額及び補助率は、別表のとおりとする。

（交付申請）

第5条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、中間市こども食堂運営支援事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1） 事業計画書（別記第2号様式）
- （2） 収支予算書（別記第3号様式）
- （3） 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付決定）

第6条 市長は、前条に規定する交付申請書の提出があったときは、これを審査の上、補助金の交付の可否を決定し、中間市こども食堂運営支援事業補助金（交付・不交付）決定通知書（別記第4号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助事業の変更及び中止）

第7条 補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定通知を受けた後において、変更又は中止を行う場合は、事前に中間市こども食堂運営支援事業補助金（変更・中止）承認申請書（別記第5号様式）を市長に提出し、その承認を得なければならない。この場合において、変更の承認を申請するときは、変更前及び変更後の内容が確認できる書類を添えなければならない。

（補助金の概算払）

第8条 市長は、補助金の交付決定後、補助事業を実施する上で必要と認めるときは、補助金交付決定額の範囲内において概算払をすることができる。

- 2 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、中間市こども食堂運営支援事業補助金概算払交付請求書（別記第6号様式）を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定により請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の全部又は一部について概算払をするものとする。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了した日（中止の場合は、その承認を受けた日）から起算して30日以内又は当該補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のうちいずれか早い日までに、中間市こども食堂運営支援事業補助金実績報告書（別記第7号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1） 事業報告書（別記第8号様式）
- （2） 収支決算書（別記第9号様式）
- （3） 補助対象経費が分かる領収書等の写し
- （4） 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定等）

第10条 市長は、前条の規定により実績報告書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、中間市こども食堂運営支援事業補助金確定通知書（別記第10号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

2 補助事業者は、第8条第3項の規定により概算払を受けた場合において、当該概算払を受けた額が、前項の規定による補助金確定額を超えるときは、市長が定める日までにその差額を返納しなければならない。

(補助金の交付)

第11条 前条第1項の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を請求するときは、中間市こども食堂運営支援事業補助金交付請求書（別記第11号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により請求書の提出があったときは、提出があった日の翌日から起算して30日を経過する日までに補助金を交付するものとする。

(関係書類の整備)

第12条 補助事業者は、補助金に係る収支を記載した帳簿を設けるとともに、その証拠となる書類を整備し、補助事業の完了の年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(状況報告)

第13条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、随時に補助事業の実施状況に関する報告を求めることができる。

(交付決定の取消し及び返還)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、中間市こども食堂運営支援事業補助金交付決定取消通知書（別記第12号様式）により通知する。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、中間市こども食堂運営支援事業補助金返還請求書（別記第13号様式）により期限を定めて当該交付されている補助金の返還を求めるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費		補助上限額	補助率
費目	主な内容		
食材費	食材の購入費	開催した回数 に5,000円を乗	10／10
消耗品費	食器、衛生用品等の購入費		

印刷製本費	チラシ、ポスター等の印刷費	じて得た額又は6万円のいずれか小さい額	
通信運搬費	利用者との連絡における通話料等		
保険料	傷害保険、賠償責任保険等に係る費用		
使用料及び賃借料	実施会場の借上料		
その他	こども食堂を開催するに際し、市長が適当と認める経費		